

維持会員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定款第5条第1項第2号の規定に基づき、維持会員（以下「会員という。」）の取り扱いについて必要な事項を定め、公益社団法人日本動物園水族館協会（以下「協会」という。）の健全運営に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 会員は、協会の趣旨に賛同し継続的に支援、協力するもので、協力会員と賛助会員により構成するものとする。

(1) 協力会員とは、正会員所属園館の外郭団体をいう。

(2) 賛助会員とは、協会を維持し支援するために継続的に資金的援助をする個人もしくは団体をいう。

(入会基準)

第3条 会員の入会基準は次のとおりとする。

(1) 協会の趣旨に賛同し、入会することによって社会に貢献していく意欲があること。

(2) 協会に対し継続的に支援、協力ができること。

(3) 協会が実施する希少動物等の種の保存活動、教育的事業活動、動物愛護普及活動などに対し、深い理解があること。

(4) 協会の名誉を傷つけまたは公序良俗に反する企業活動、その他の行為を行う恐れがないこと。

(入会申込)

第4条 入会を希望する個人もしくは団体は「維持会員入会申込書」（様式1）「誓約書」（様式2）を添付し、正会員（園長、館長）又は正会員以外の役員の推薦状（様式3）を添えて会長に提出するものとする。

(入会承認)

第5条 入会にあたっては、入会申込書に基づき、理事会において審査し承認するものとする。なお、承認を得たものには「維持会員入会承認書」（様式4）により通知するものとする。

(会員期間)

第6条 会員期間は、会員として継続的支援、協力し、会費を納入する期間とする。

(会員証交付)

第7条 会員証（様式5）は、会費が納入された時点で交付するものとする。

(会費)

第8条 会費は、協会定款施行細則第2条の定めるところにより、4月1日から翌年3月31日までの間の年額として1口50,000円とする。ただし、入会初年度に限り、10月以降の入会にあっては、入会口数に応じた年額の2分の1の金額とするものとする。

(会費の納入)

第9条 会費の納入は、協会が発行する請求書によるものとして、入会時にあっては入会承認書受理後1か月以内、更新時にあっては当年度3月31日までに翌年度分を納めるものとする。

(届出の義務)

第10条 団体会員は、団体名、業務内容を変更したときは、その都度変更事項を「維持会員変更届」

(様式6)により届出るものとする。

(退会の届出)

第11条 退会するときは、「維持会員退会届」(様式7)に会員証を添えて会長に届出るものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の事項に該当したときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会費を納入しなかったとき。
- (3) 個人会員の死亡、失踪宣言ならびに団体会員が解散したとき。
- (4) 協会の名誉を傷つけ、または公序良俗に反する行為や企業活動、もしくはこの要綱の条項に反する行為があったと理事会で認めたとき。

2 前項第4号の事由による資格喪失においては、「維持会員資格喪失通知書」(様式8)により通知し、会員証の返還を命ずるものとする。

(特典)

第13条 会員には、会員区分と口数に応じて、「維持会員の特典等一覧表」(別紙1)に定める特典を付与するものとする。

2 前項の特典のうち賛助会員の広告掲載の詳細は、「広告掲載要領」(別紙2)のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月16日から施行する。
- 2 この要綱の様式1～8において、第2条で定める個人が使用する場合は、代表者名の記入欄に個人の氏名を記入(団体名の記入は不要)して使用するものとする。

平成16年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成24年3月5日一部改正

平成25年2月27日一部改正

平成25年10月15日一部改正

平成26年2月27日一部改正

令和6年3月5日一部改正

(様式1)

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会
会 長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

(TEL)

(FAX)

維持会員入会申込書

このたび、貴協会の趣旨に賛同し、維持会員への入会を申込み致します。

記

入会口数 口で申込みます。

(事業及び業務の内容説明)

添付書類

団 体 (法人含む) : 登記簿謄本の写し

個 人 (法人含む) : 住民票の写し

(様式2)

誓 約 書

このたび、維持会員へ入会を申込みにあたり、貴協会の趣旨並びに「維持会員取扱要綱」を遵守し、貴協会の名誉を傷つける行為や維持会員取扱要綱に反する行為をしないことを誓約致します。

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会
会 長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

(様式3)

推 薦 状

このたび、維持会員入会に申込みがあった

は、維持会員取扱要綱第3条に定める入会の基準を満し、かつ、
本協会の趣旨に賛同して入会を申し出たものであり、この要綱を遵守して本協会の健全運営に寄与するものとして維持会員に推薦いたします。

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会
会 長 様

園館名

園館長名

印

(注)

正会員以外の役員が推薦する場合、「園館名」および「園館長名」とあるのは、「役職名」および「役員名」に読み替えて記載すること。

(様式4)

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

様

公益社団法人 日本動物園水族館協会

会長

維持会員入会承認書

令和 年 月 日付で申込みのあった維持会員の入会については、
承認されましたのでご連絡致します。

(様式5)

維 持 会 員 証

団 体 名

代表者氏名

会員番号

第□□□-□□□□号

あなたは、公益社団法人日本動物園水族館協会の趣旨に賛同する維持会員であることを証します。

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会

会 長

(様式6)

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会

会 長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

(TEL)

(FAX)

維持会員変更届

このたび、維持会員の入会事項に変更がありましたので、下記のとおり届出致します。

記

(変更事項)

(様式7)

令和 年 月 日

公益社団法人 日本動物園水族館協会

会 長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

(TEL)

(FAX)

維持会員退会届

このたび、維持会員を退会したいので、届出致します。

(添付書類)

会員証

(様式8)

令和 年 月 日

団 体 名

代表者氏名

様

公益社団法人 日本動物園水族館協会

会 長

維持会員資格喪失通知書

このたび、あなたは当協会の維持会員取扱要綱第12条の規定に違反する行為があったので、令和 年 月 日をもって、維持会員の資格を喪失したことを通知し、あわせて、会員証を直ちに返還されるよう連絡致します。

(別紙1)

維持会員の特典等一覧表

事 項		維持会員 (定款第5条第1項第2号)			
		協力会員 (要綱第2条第1号)	賛助会員 (要綱第2条第2号)		
名 称					
入会口数		1口以上	3口以上	2口	1口
広 告 掲 載 及 び 頒 布	事業概要 (頒布費)	掲載 無 (頒布無料)	3口スペース 自由デザイン (頒布無料)	2口スペース 自由デザイン (頒布無料)	1口スペース 自由デザイン (頒布無料)
	動水誌 (頒布費)	掲載 無 (頒布無料)	3口スペース 自由デザイン (頒布無料)	2口スペース 自由デザイン (頒布有料)	1口スペース 自由デザイン (頒布有料)
	年 報 (頒布費)	掲載 無 (頒布無料)	3口スペース 自由デザイン (頒布無料)	2口スペース 自由デザイン (頒布有料)	1口スペース 自由デザイン (頒布有料)
月報配布		有	有	有	有
設備会議出席		有	有	有	有
HPへのリンク		可	可	可	可
維持会員証の交付		無	有	有	有
総会並びに協議会 出席への招待		有	10口以上 の会員は有	無	無
年会費 (4月～3月)		5万円以上	15万円以上	10万円	5万円
途中入会費 (10月以降)		1/2 年会費	1/2 年会費	1/2 年会費	1/2 年会費

※1：動水誌、年報は特別価格で購入できます。

(別紙2)

広告掲載要領

維持会員取扱要綱第13条第2項に規定する賛助会員の広告掲載の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 3口以上の賛助会員の広告スペースは、A4版は縦40mm×横172mm、B5版はこの比率で縮尺するものとする。

広告デザインは、賛助会員より提出されたものを使用する。

ただし、デザインにあっては、本協会の品位を損なうものでないものとし、事務局長の確認を受けるものとする。

2. 2口の賛助会員の広告スペースは、A4版は縦40mm×横113mm、B5版はこの比率で縮尺するものとする。

広告デザインは、賛助会員より提出されたものを使用する。

ただし、デザインにあっては、本協会の品位を損なうものでないものとし、事務局長の確認を受けるものとする。

3. 1口の賛助会員の広告スペースは、A4版は縦40mm×横56mm、B5版はこの比率で縮尺するものとする。

広告デザインは、賛助会員より提出されたものを使用する。

ただし、デザインにあっては、本協会の品位を損なうものでないものとし、事務局長の確認を受けるものとする。